

令和2年 月 日

運輸審議会

会長 原田 尚志 殿

公 述 申 込 書

運輸審議会一般規則第35条の規定により、下記のとおり公述申込みを致します。

記

1 公述しようとする事案

事案番号	令2第6001号
事案の種類	一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示

2 公述しようとする者 ※法人・団体等の記入方法は注意事項②参照

(ふりがな)	
氏名	
(郵便番号)	〒
住所	
職業	
年令	歳

3 事案に対する賛否 ※いずれかに○を付けて下さい

賛成 ・ 反対

4 利害関係を説明する事項 ※利害関係人のみ記入 (注意事項③参照)

--

5 自宅、勤務先等の連絡先電話番号

--

公述申込みにあたっての注意事項

- ① 公述しようとする方は、公述申込書に、公述しようとする方の氏名及び公述しようとする内容を具体的に記載した公述書（様式は任意ですが、できる限り日本産業規格A4用紙を使用してください。）を添付して提出期限までに以下宛先まで提出してください。

期限 令和2年3月12日（木）正午 必着

宛先 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎第4号館3階 国土交通省運輸審議会

- ② 法人・団体等を代表して公述する場合には、「2 公述しようとする者」の氏名の欄に法人・団体等の名称及び代表して公述する者の氏名を、住所の欄に法人・団体等の所在地を、職業の欄に代表して公述する者の職名を、年令欄に代表して公述する者の年令をそれぞれ記載してください。また、自宅、勤務先等の連絡先電話番号を「5 自宅、勤務先等の連絡先電話番号」の欄に付記してください。

- ③ 「4 利害関係を説明する事項」は運輸審議会一般規則第5条の各号のいずれかに該当する利害関係人のみ記入してください。

○運輸審議会一般規則（昭和27年運輸省令第8号）（抄）

（利害関係人）

第5条 国土交通省設置法（平成11年法律第100号。以下「法」という。）第23条の規定による利害関係人とは、当該事案に関し、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 許可、認可、特許、認定若しくは承認の申請者、同意を要する協議をした者又は審査請求をした者（以下「事案の申請者」という。）

二 事案において、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号に規定する不利益処分（以下「不利益処分」という。）の名あて人となるべき者

三 事案の申請者と競争の関係にある者

四 料率の変更を請求した者

四の二 臨港地区の区域の案の変更を請求した者

五 港湾管理者の設立に関する調停を受ける者

六 前各号に掲げる者のほか、利用者その他の者のうち運輸審議会が当該事案に関し特に重大な利害関係を有すると認める者

- ④ 公述申込書及び公述書は、個人宅の住所、電話番号等を黒塗りした上で、令和2年3月13日（金）午前10時から運輸審議会ホームページに掲載し、運輸審議会、各地方運輸局、神戸運輸監理部及び内閣府沖縄総合事務局にて閲覧に供します。

- ⑤ 公述人の人数は、10人以内とし、1人の公述時間は15分以内とします。公述人は、なるべく各界各層に公述の機会が公平になるよう、また、同種の意見が重複しないよう選定します。選定された方には、本人あて通知するとともに、その氏名を令和2年3月25日（水）午後2時から運輸審議会ホームページに掲載し、運輸審議会、各地方運輸局、神戸運輸監理部及び内閣府沖縄総合事務局の掲示板に掲示します。